

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十七日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西秀記

青森県後期高齢者医療広域連合条例第四号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

第六条第一項中「所得割額及び被保険者均等割額」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十八条第一項第一号イに規定する基礎賦課額及び同号ロに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第二項を同条第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第九十九条第二項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

3 第一項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

第七条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に、同条第一項中「前条の所得割額」を「前条第二項の所得割額」に、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）」を「令」に、「賦課額」を「基礎賦課額」に改める。

第八条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に、同条第一項中「第六条の被保険者均等割額」を「第六条第二項の基礎賦課額の被保険者均等割額」に改める。

第九条の見出し中「所得割率」を「基礎賦課額の所得割率」に、同条中「所得割率」を「第六条第二項の基礎賦課額の所得割率」に改める。

第十条の見出し中「所得割率」を「基礎賦課額の所得割率」に、同条中「令和六年度及び令和七年度」を「令和八年度及び

令和九年度の基礎賦課額」に、「〇・〇九九〇」を「〇・〇九〇〇」に改める。

第十一条の見出し中「被保険者均等割額」を「基礎賦課額の被保険者均等割額」に、同条中「令和六年度及び令和七年度」を「令和八年度及び令和九年度の基礎賦課額」に、「四万六千八百円」を「五万五百円」に改める。

第十一条の次に次の五条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第十一条の二 第六条第三項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率(以下この条、第十一条の四及び第十一条の五において「所得割率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第六条、この条本文、次条から第十一条の六までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第十二条の二に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第八十六条の二の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

一 第十四条の二第二号の所得割総額

二 被保険者(被扶養者であつた被保険者を除く。)につき施行規則第八十六条の三で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と區別して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第一項の所得割率に小数点以下第四位未満の端数があるときは、これを切り上げる。  
(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第十一条の三 第六条第三項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第十四条の二第二号に規定する被保険者均等割額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に一円未満の端数があるときは、これを切り上げる。  
(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第十一条の四 第六条第三項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第十一条の五 令和八年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、〇・〇〇二〇とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第十一条の六 令和八年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、千三百円とする。

第十二条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に、同条中「第六条の賦課額」を「第六条第一項の基礎賦課額」に、「八十万円」を「八十五万円」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第十二条の二 第六条第一項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、二万千円を超えることができない。

第十四条の見出し中「保険料の賦課総額」を「基礎賦課総額」に、同条中「保険料の賦課額」を「保険料の基礎賦課額」に、「第十二条まで」を「第十一条まで及び第十二条」に、「賦課総額」を「基礎賦課総額」に、同条第一号中「賦課総額」を、「基礎賦課総額」に改め、同号口中「執行に要する費用」の次に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」を、「収入の額」の次に「(法第九十五条第二項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の百二十分の一に相当する額を除く。)」を加え、同条第二号中「保険料の額」を「基礎賦課額」に改め、同条第三号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に、「当該特定期間」を「特定期間」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第十四条の二 法第一百四十二条第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額(第十六条又は第十七条に規定する基準に従い第六条、第十一条の二から第十一条の六まで及び第十二条の二の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとな

る額を含む。)の合計額(以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

一 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のイに掲げる合計額の見込額からロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第一号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

イ 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

ロ 法第九十五条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用(子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用(同条第二項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。))に限る。)のための収入の額(同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の十二分の一に相当する額を除く。)の合計額

二 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の四十八分の五十二に相当する額に、当該年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率(小数点以下十一位未満は四捨五入するものとする。))を乗じて得た額とする。

第十六条第一項第一号中「令第十八条第四項第一号」を「令第十八条第五項第一号」に、同項第三号中「前二号」を「第一号」に、「三十万五千円」を「三十一万円」に、同項第四号中「前三号」を「第一号及び前号」に、「五十六万円」を「五十七万円」に改める。

附則に次の一条を加える。

(令和八年度及び令和九年度における保険料の減免の特例)

第四十五条 広域連合長は、令和八年度及び令和九年度の本則第十六条第一項第一号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額(本則第六条第二項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下本条において同じ。)について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に百分の二を乗じて得た額を減ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和八年度以後の年度分の保険料について適用し、令和七年度分までの保険料については、なお従前の例による。